

十和田市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第7項の規定により行った財政援助団体等監査の結果に係る措置について、同条第14項に基づき教育長から通知があったので、同項の規定により公表する。

令和7年3月28日

十和田市監査委員 久保光造

十和田市監査委員 岩間 貴

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1. 財政援助団体等監査の結果報告 | 令和7年2月13日付け十市監委第103号 |
| 2. 対 象 部 署 | 教育委員会 スポーツ・生涯学習課 |
| 3. 措 置 を 講 じ た 旨 の 通 知 | 別添のとおり |

十市教ス生第 1116 号

令和 7 年 3 月 25 日

十和田市監査委員 久保 光造 様

十和田市監査委員 岩間 貴 様

十和田市教育委員会

教育長 丸井 英子

監査指摘事項に対する措置について（通知）

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果報告（令和 7 年 2 月 13 日付け十市監委第 103 号）で指摘のありました事項について、次のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。

1 指摘を受けた事項に関する担当課

教育委員会スポーツ・生涯学習課

2 指摘を受けた公の施設並びに指定管理者

公の施設：十和田市アネックススポーツランド

指定管理者：セライオコミュニケーションズネットワーククラブ

3 要望事項

(1)備品の管理について

定期的（年 1 回程度）な備品状況の確認が行われていなかった。

4 指摘を受けた事項

(1)業務計画書の提出について

基本協定書に定める管理業務に係る業務計画書が未提出となっており、所管課の書面による承認の手続きがなされていなかった。

(2)事業報告書の記載内容について

管理業務の実施日時等について、具体的内容の記載がないことや事業経費等の収支状況の金額の記載誤り等書類の不備が多く見受けられた。このことは、所管課における管理業務の実施状況の確認が不十分であるものと言わざるを得ない。

(3)危機管理対策について

危機管理マニュアル等、明文化されたものがなかった。

5 措置内容

【要望事項】

(1)備品の管理について

定期的な備品状況の確認を行うよう指導し、毎年度事業終了後の提出書類の1つとして提出されるよう、改善を求めた。

【指摘事項】

(1)業務計画書の提出について

基本協定書で定める各種書類の提出を徹底するとともに、令和5年度の業務計画書の提出を求めた。

(2)事業報告書の記載内容について

管理業務の詳細な実施状況を確認できる書類の提出を求めた。

また、記載内容の誤りについては原因を確認し、改善を求めた。

(3)危機管理対策について

作成を指導し、提出を求めた。

6 再発防止に向けての取組について

(1)書類の未提出がないよう、年間で提出される書類のリスト化（添付書類も含む）、複数名で確認できるよう体制の見直しを行った。

(2)管理業務の実施状況を確認するための書類を、業務終了後に直ちに提出するよう指導を行った。

(3)指定管理者には再発防止策を講じるよう依頼し、指定管理者からは今一度基本協定や業務基準書の確認を徹底し、組織内での業務遂行と書類の相互確認を行い、不明点等は市担当者へ随時確認を行うよう体制改善を図る旨、回答を受けた。